

しまねの

女と男

ひと

ひと

特集

第48号

今こそ、ハラスメントに「No」を！

目次

- 今こそ、ハラスメントに「No」を！…………… 2
- モラルハラスメント～“不機嫌”という名の暴力～
高山直子さん(カウンセリング&サポートサービスN カウンセラー)…… 3
- ポケットクイズ ミニ解説…………… 6
- リレーコラム…………… 6
- あすてらす事業レポート…………… 7
- あすてらすからのお知らせ…………… 8
- 島根県からのお知らせ…………… 8

ご存じですか?! 女と男との参画関係

あすてらすポケットクイズ

毎号、特集テーマに関連した男女共同参画に関するクイズ等を出題します。心のポケットにしまっておきたい、ポケットからちょっと取り出して伝えたい情報をご紹介します。ぜひチャレンジしてみてください。

問題

セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化

2020年6月の改正女性活躍推進法の施行に伴い、パワーハラスメント防止対策が新設されたほか、セクハラやマタハラへの対策も強化され、事業主の雇用管理上講ずべき措置についての指針で国、事業主及び労働者の責務が明確化され、ハラスメント相談を理由とした不利益取扱いの禁止が盛り込まれました。さらに、セクハラ対策について、指針に新たに盛り込まれた内容は？

- ① 他社の労働者が自社の労働者にセクハラを行った場合の他社への協力要求
- ② 自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行った場合の協力対応
- ③ ①と②の両方

※答えは6頁のミニ解説へ

近年、ハラスメントに関わる事柄が再び注目を集めています。その防止に向けた取組では、職場におけるパワーハラスメント（パワハラ）防止のための対策が初めて法制化されたり（2019年6月労働施策総合推進法改正）、改正候補者男女均等法にセクシュアルハラスメント（セクハラ）・マタニティハラスメント（マタハラ）等への対策が盛り込まれたり（2021年6月成立）、ドメスティック・バイオレンス（DV）防止法改正を議論する内閣府有識者会議の中間報告で精神的暴力（モラルハラスメント、モラハラ）や性的暴力も保護命令の対象に加える案が示される（2021年12月）など、職場のみならず、政治やプライベートな領域も含め、社会全体のルールとしては、「No! ハラスメント」に向かっているように見えます。（[下図参照](#)）

図《ハラスメント防止に向けた近年の主な動き》

事柄		時期	ハラスメント防止に繋がる主な内容
女性活躍推進法改正	いわゆるパワハラ防止法 (労働施策総合推進法改正)	2019.6	<ul style="list-style-type: none"> ●国の施策に職場のハラスメント防止対策を明記 ●パワーハラスメントの定義を明記し、その防止のための事業主の雇用管理上の措置を義務づける等対策強化を新設
	セクシュアルハラスメント等の 防止対策強化 (男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法改正)	2019.6	<ul style="list-style-type: none"> ●セクハラ、パワハラ、マタハラに起因する問題に関する国、事業主、労働者の責務を明確化 ●労働者が事業主にセクハラ・パワハラ・マタハラの相談をしたこと等を理由とした不利益取扱を禁止
候補者男女均等法の改正		2021.6	議員や候補者へのセクハラ、マタハラ防止策を国や自治体、政党や政治団体に求める（努力義務）
DV防止法改正に向けた中間報告		2021.12	DV被害者保護命令の対象に精神的暴力(モラルハラスメント)や性的暴力を加える案を提示

しかし、一方で、現状面に目を向けると、セクハラへの理解が不足しているがゆえの辞任劇があったり、コロナ禍で新たなハラスメントが起こったりと、この問題がなくなる気配はありませんし、その被害者の多くを占めているのは相変わらず女性です。統計等をもみても職場でのパワハラに関する相談が増えたとする企業が多かったり^{※1}、コロナ禍でのDV相談件数が増加する^{※2}など、重大な人権侵害であるハラスメント問題の深刻化が懸念されています。そして、このような、なかなか変わらない現状への怒りから、「#MeToo」のようにセクハラ等の被害体験をSNS上で告発・共有し、その連帯により被害を訴えるような、若者世代を巻き込んだ、または若者世代発信の抗議行動や被害根絶に向けた社会運動も展開されているのです。

今こそ私たちは、様々なハラスメントに真剣に向き合い、それらの問題の根幹にジェンダーや性別役割意識がないのかも見据えながら、こんなに苦しい思いをする人たちを次の世代では出さないよう、ハラスメントに正面から「No!」と言わなければなりません。そのためにも、私たち一人一人がハラスメントの構造を理解することから始め、先述した様々なルールがその防止・根絶のために実効性を発揮しているのかもしっかりと見極めていきたいものです。

次頁からは、職場でも家庭等親しい間柄でも起こりうる暴力として、最近よく耳にするようになったものの、なかなか暴力と理解されづらい「モラルハラスメント」について、高山直子さんによる解説をご紹介します。

※1 「職場のハラスメント防止に関するアンケート結果」（一般社団法人日本経済団体連合会 2021.12）より、5年前と比較したパワハラに関する相談件数について、「増えた」と回答した企業が44.0%で最も多くなっている。

※2 内閣府男女共同参画局の調査によると、全国の配偶者暴力相談支援センターと「DV相談プラス」への相談件数総数は、2020年度は19万0,030件で、前年度比約1.6倍に増加した。

《講演抄録》

モラルハラスメント

～“不機嫌”という名の暴力～



高山 直子 (たかやまなおこ) さん (カウンセリング&サポートサービスN カウンセラー)

●プロフィール

女性問題専門カウンセラーとして、大学のハラスメント専門相談員、東京都の労働相談情報センター心の健康相談員として活動。

米国で女性学とカウンセリング学の修士取得。NPO 法人サポートハウスじよむのカウンセラーとして 11 年活動後、2017 年 5 月に東京代々木に「カウンセリング&サポートサービスN」を開設。セクハラなど性的被害や女性の労働問題を専門にし、自己尊重、コミュニケーション、メンタルヘルスケア、エンパワメントにつなげる支援、ハラスメントをテーマにした講演、ワークショップの指導実績多数。

著書に『動く人のための「読む」カウンセリングーピープル・スキルを磨く』(研究社)

最近、暴力の中でも、モラルハラスメントが増えているように感じています。なぜでしょう? DVや、セクハラ、マタハラなどの言葉は社会に浸透し、わかりやすい暴力やハラスメントについては、ダメだという認識が定着してきているせいか、暴力の時流が、見えづらいモラルハラスメントへと移行しているようなのです。ここでは、第三者から見ても、また被害者自身にもそれがDVや暴力だとわかりづらいモラルハラスメントについて解説し、その特徴や影響、さらには被害からの回復に向けた支援のあり方について考えたいと思います。

1. ハラスメントとは? ～その構造を理解する～

モラルハラスメントを理解するために、まず、ハラスメントとは何かを理解することから始めましょう。ハラスメントは、通常「嫌がらせ」と和訳されていますが、元々の英語には、執拗に、繰り返し、継続的になどの意味が含まれていることが特徴です。ハラスメントという言葉の本来の意味は「執拗に(継続的に)相手を不快にしたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与える言動・行為」のことです。また、ハラスメントの構造として、「加害者の目的と被害者の目的は全く違う」という特徴があります。加害者は相手を攻撃・支配するのが目的で、相手が何か言えば言うほど高揚し加害がエスカレートする傾向が強いのですが、被害者の目的は、相手にわかってもらいたいという意思の疎通であり、あの手この手で相手にわかってもらうおうとする傾向があります。目的が全く違う両者は、どんなにやり取りをしても交わることはなく、むしろ加害がエスカレートするリスクが高くなるというのがハラスメントの構造です。この構造は、ハラスメントが被害者の努力で改善できる問題ではない可能性が高いことを示しています。そのため、被害者にとっては自分の健康や将来の可能性を守るために、

「撤退」(物理的に加害者から離れること)が最適な選択になることもあります。次に重要なポイントは、被害者自身が自分ではコントロールできないことで自分を責める思考のスパイラルに陥りやすい傾向があるということです。そのため、ただでさえ被害者はハラスメントを受けて十分傷つきストレスを抱えているのに、加害者を変えられなかった、「No」と言えなかったと自分を責めて、さらに自分で自分を傷つける悪循環に陥りやすいため、自分を責めるのを止めることが回復の第一歩になります。

2. モラルハラスメントとは? ～被害者にどんな影響を与えるか～

(1)モラルハラスメントの特徴＝操作性

モラルハラスメントとは「言葉や態度、身振りや文書などで人格や尊厳を傷つけたり、精神的に追い詰めたり、雰囲気を変化させる行為」をさします。そして、その特徴は「操作性」にあります。例えば「無視」という行為。親しくしていた誰かから突然無視されると、「あれ? (自分が相手に)何か悪いことでもしたかな」とわが身を振り返る人がほとんどです。無視したのは加害者の方なのに、相手の罪悪感や自責の念を誘発して、被害者に「自分が悪い」と思わせる。これが受動的攻撃

というモラルハラスメント特有の操作性です。また、加害者が始めた無視という行為が繰り返されることで、居心地が悪くなった被害者も加害者を無視するようになったりすれば、第三者から見るとどちらが加害者でどちらが被害者かを見極めることが難しくなります。加害者が、ターゲットにした被害者以外の人にはとても良い人であることも多いため、周りの人に被害を理解してもらうことが難しくなります。

さらに、加害者が用いる二重基準によって、何をやっても被害者の側が不利な立場に立たされ、正解のない迷路の中で被害者を混乱させる操作性もあります。例えば、被害者がエアコンを勝手に切ると怒るのに、切っても良いか尋ねても「自分で判断できないのか」と蔑むという具合に、どちらを取っても被害者が悪いと思わされるアプローチを繰り返し使われます。他に、「ノー」が通じず、非常にしつこいという面もあります。被害者側がはっきりノーを言うと攻撃されたり何倍にもなって仕返しされるため、遠回しに嫌という態度を示すのですが、加害者はそれをノーとは解さず、自分に都合良く解釈し、被害者が折れるまでしつこく迫り、最終的に加害者の思い通りにならないと収まらないということがよくあります。また、完全な嘘ではないものの、とても小さな事実の上に、加害者に都合の良い（被害者が不利になる）脚色を巧みに加えて周りに流布し、被害者が悪者にされたり、弁明する機会を奪われたりします。加害者が脚色や話のすり替えに長けているため、周りが加害者の話を信じこんでしまうことも珍しくありません。

モラルハラスメントの加害者の多くは、自己愛または自己防衛心が強く、自分が悪かったと認めることは非常に苦しい作業なため、他人のせい、社会のせい、組織のせいにする事で自分を守っています。このため、自分以外のもののせいにするような話のすり替えがとても上手く、こうした操作性のために、被害者の側はいつの間にか心理的にコントロールされていて、被害を受けているという確信が持てず、被害を受けているにもかかわらず自分を責めていることがよくあ

ります。これが、モラハラ操作性が「脅威」と言われる所以です。

(2) 受動的攻撃とそのリスク

明らかに暴力や攻撃だとわかる行為ではなく、上述した「無視」のように、受身的・消極的・間接的に不満や怒りを表出し、相手を攻撃・支配・操作する言動を受動的攻撃と言います。(下図参照)

図でも紹介した通り、これらの受動的攻撃は「察すること」を美徳とする日本では、良くも悪くも日常的に使われています。この行為が即モラルハラスメントになるわけではありませんが、特定の人をターゲットに繰り返し使うとモラルハラスメントになるリスクが高くなります。そして、受動的攻撃は、自己防衛心・自己愛が強いほどエスカレートし、自分の身を守るための手段としてこのアプローチを身につけた加害者にとっては、このやり方を手放すことは非常に難しく、加害者に変わることを期待してもなかなか変わらないのはある意味自然なこともかもしれません。「察すること」を良しとする日本社会に生きる私たちが、モラルハラスメントに巻き込まれないためにも、察することは理想的なコミュニケーションではないことを認識する必要があります。

改めて、この受動的攻撃の代表例である「不機嫌」は暴力なのか、確認しておきましょう。誰しも受動的攻撃を一度ならず行っているとは思いますが、これをモラルハラスメントとして使っている加害者との違いは何でしょうか。最も大切な意識は、不機嫌な自分が受動的攻撃を行ってしまっていることを自覚していて、それはありたい自分の姿ではないという葛藤があるかないかです。そうした葛藤がなく、相手を操作・コントロールしている自覚もなかったり、むしろ相手を変えようしたり、相手が察することを期待したり、相手の意思を確認せず、相手への配慮もないような場合は、モラルハラッサー(加害者)になるリスクが高くなります。また、このようなモラルハラスメントにモラルハラスメントで対抗して、自分もハラッサーにならないためにも、加害者がしかけてきた言動

図 《受動的攻撃》(一部抜粋)

種類	具体例
相手を不安にさせる言動	無視する
不機嫌な言動によって相手に察することを強要する	大きな音をたててドアを閉める、意図的に大きな音をたてて食器を洗う
裏メッセージ	「いいですよ」と承しながら相手が背を向けた途端聞こえよがしにため息をついて迷惑がる
話のすり替え	話が自分に都合の悪い方に向かうと「どうせ私のこと嫌いなんでしょう!」などと本筋から外れて不利な状況を回避するばかりか相手の罪悪感を刺激する

に反応しない、距離を取る、ゲームに乗らないという意識も大切です。

(3) モラルハラスメントの被害者への影響

モラルハラスメントの被害を受けることは、その後の人間関係にも影響を及ぼします。被害者は、これまでの自分のコミュニケーションの取り方が通用しない相手(=加害者)との関わりによって、自身のコミュニケーション力に自信を失いがちです。加害者によって自分のやり方が悪いと思込まれ続けるため、他の人との関わりにおいても自信を喪失し、自分を責める悪循環に陥りやすくなってしまいます。まずは、これがモラルハラスメントがもたらす被害者の心理であることを理解する必要があります。

それから、最初にハラスメントの構造について説明したように、被害者は何とか相手と意思疎通を図りながら相手が変わってくれることを望むものですが、相手が変わることが難しいのは前述のとおりです。相手が変わることを期待して努力し耐えている間に、自分の方が精神的に参ってしまいます。そうなる前に、相手を変えるのではなく、自分を守ることに意識を変えていくことが重要です。相手を変えられなかったと自分を責めるのではなく、それは自分ではコントロールできないことなのだを認知し、自分を守るためにも自分を責めてしまいがちな心のクセに気づくことが被害からの回復を助けます。

3. 被害からの回復のために ～いかに支援するか～

モラルハラスメントの被害は、一般に暴力と認識されづらく、被害者自身も被害を自覚しづらく自身を責める心理が長期間に及ぶと、回復するのは並大抵のことではありません。ですから、まずは次のことを知っておいていただきたいと思います。

①被害者が“No”と言えない理由

加害者に対してノーを言うと、加害がエスカレートしたり、自分以外の大切な人に危害が及ぶ可能性があったり、ノーを言う自分が悪いと思込まれるなど様々なリスクがあり、想像以上に難しいことです。被害者には、ノーを言えなかった理由が必ずあります。その理由を言語化できるようにサポートすること

が重要です。

②被害者の選択を尊重しよう

ハラスメントやDVの被害に遭うことは、「ノーと言って自分らしく生きるか」、「言わずに生き延びるか」という究極の選択であり、どちらを選んでも、誰からも責められるものではありません。

③被害者が自責スパイラルに陥る理由

被害者の多くは、加害者を変えられないという現実とぶつかり、警察や支援機関などの組織に思うように対応してもらえない経験をしたり、法律も被害者の味方とはなり得ないことを知り、社会のサポートシステムも不十分なことを実感し、自分では何もコントロールできないというジレンマに陥ります。そんな中で唯一コントロール可能なのは「自分自身(自分がどう感じ、どう思うか)」なので、「私が悪かったのだ」と思うことで自分ではどうにもコントロールできない理不尽な状況を受け入れようとする心理状態に陥りやすいのです。

これらのことを踏まえて、被害者の回復に向けてのポイントを挙げておきましょう。

まず、被害者にとっては少しでもおかしいと感じたら、その自分の勘(感)を信じるのが大切です。明確に暴力、DVかはわからなくても何だか不快、妙に心がモヤモヤするなどの気持ちを大事にして、一人で抱え込まず、ハラスメントやDVへの理解がある人に“早めに”相談することです。その場合、身内や近い人は加害者の影響を受けている可能性がありますから、なるべく外部の第三者に相談した方が良いでしょう。

そして、支援する立場の方には、被害者の小さくなっている「信じる力」を回復させることが、被害からの回復に繋がることを意識して支援に関わってもらえればと思います。被害を受けた方が「この人に相談して良かった」と思えるように、もう一度他者(人)を、組織を、社会を信じてみようと思えるように、支援する側が安心・安全を提供することが重要です。ここで説明してきたハラスメントの構造やモラルハラスメントが被害者に及ぼす影響についての理解を被害者支援に役立てていただければと思います。

ポケットクイズ ミニ解説

【問題】 2020年6月改正の女性活躍推進法施行に伴い、事業主の雇用管理上講ずべき措置についての指針として新たに盛り込まれたセクハラ対策は？

答え

3

「他社の労働者が自社の労働者にセクハラを行った場合の他社への協力要求」と「自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行った場合の協力対応」の両方

改正された「事業主が講ずべきセクハラ対策の指針^{※1}」では、セクハラを行う者として、その職場の事業主・役員、上司、同僚のみならず、取引先等他の事業主、またはその雇用する労働者、顧客、患者またはその家族、学校における生徒等もなり得ることが初めて示され、自社内での取組だけでなく他社の労働者や求職者への言動に必要な注意を払うよう配慮するなどの文言も盛り込まれました。

そして、他社の労働者またはその事業主・役員からセクハラがあった場合には、必要に応じて当該他社の事業主に対して事実関係の確認への協力を求めること、さらには、当該他社の事業主に対して再発防止に向けた措置への協力を求めることも講ずべき措置として含まれました。逆に、自社の労働者

または事業主・役員から他社の労働者へのセクハラについて当該他社から事実関係の確認等の必要な協力を求められた場合は、これに応ずるよう努めなければならないこと、また、この協力の求めを理由として、当該他社との契約を解除する等、不利益取扱いを行うことは望ましくないことも、今回の指針の改正で初めて書き込まれました。

この指針によって、これまでセクハラを受けても相手が取引先の人だからとか、顧客だからと我慢や泣き寝入りを強いられてきたような人たちも、迅速・適切に対応・配慮され、相手が誰であれセクハラは許されないのだという共通認識が一層広がることが期待されているのです。

※1 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」

リレコラム vol.17

「よかれと思って」にご用心

もう10年以上前になりますが、以前勤めていた職場での出来事です。二人目を出産して育休中のこと、職場から「制服を一新するから採寸にきてほしい」との連絡を受け、数か月後に復帰予定だった私は、母親に子どもを預けて久しぶりに職場を訪問。休憩室には業者さんが来ており、ジャケットやスカートを試着して注文を終えた後、あいさつをして帰ろうと事務室へ寄りました。すると男性上司が「ちゃんと注文してきたかね？あなたはどうぞすぐにもまた妊娠をするだろうから、マタニティの制服も作っておいた方がいいんじゃないか？」と、室内に響き渡るようなボリュームで声をかけてきました。一瞬えっ?!と思いましたが「そうですね〜」と私が笑って受け流すと、「冗談じゃないぞ。あなたのことを心配してよかれと思って言ってるんだ!」と語気を強められました。「ありがとうございます。またその時に考えます。」とか適当に答えたような気がしますが、心にモヤモヤを抱えながら帰路についた時のなんとも言えない後味の悪さは今も忘れません。

なぜ私は上司の言葉を不快に思ったのか。本当に心配してくれているなら、職員全員がいる前であんなに大声で、しかもきつい口調で言うだろうか？私を気遣う発言なら、その場にいた同僚の女性が私に「気にしなくていいからね」なんて言うだろうか？あれは心配なんかではなく、マタニティ制服を作れ=復帰してもどうせまたすぐ休むんでしょという嫌味だと受け取れたからです。今ならあれがまさにハラメントだと理解できません。

もしかしたら本当に私を心配してよかれと思っての発言だった可能性もあります。でも、どんなによかれと思っていても相手にとっての「良い」でなければ効果はないし、ましてや内容はもちろん伝え方において相手を不快にさせては意味がありません。「よかれと思って」は場合によっては喜ばれることもあるし、コミュニケーションって本当に難しいですが、自己満足ではなく相手の気持ちを考える、ということを大事にしたいですね。

公益財団法人しまね女性センター 主任専門員 漆谷 佑美子

男女共同参画
サポーター
養成・活動
促進事業

キラ☆サポ研修 防災編

- ①資質向上研修：防災に男女共同参画の視点を取り入れよう
- ②アクティブサポーター養成研修：自分のまちの“男女共同参画”防災ノートを作ろう

- とき 【松江会場】①令和3年 9月10日(金) ●主催 島根県、(公財)しまね女性センター
- ②令和3年11月 9日(火) ●共催 松江市(松江会場)
- 【浜田会場】①令和3年 9月 6日(月) ●講師 ①相川康子あいかわやすこさん(特定非営利活動法人 NPO 政策研究所専務理事)
- ②令和3年11月16日(火) ●講師 ②大坪久美子おおつぼ くみこさん(NPO 法人 N プロジェクト ひと・みち・まち 理事長)



講師の相川康子さん



講師の大坪久美子さん

島根県男女共同参画サポーター（愛称：キラ☆サポ）と市町村の男女共同参画担当職員、防災担当職員を対象に、「男女共同参画と防災」をテーマとする研修を、9月と11月の2回にわたり開催しました。

9月に開催した資質向上研修では相川康子さんの事前収録した動画による講義で、災害時には、女性や子ども、高齢者等のニーズが十分に配慮されにくいことや、弱音を吐けない男性が責任を抱え込みやすいこと等の解説から、防災を考える上で男女共同参画の視点を持つことの大切さについて学びました。その後は、女性センターの進行により、避難所運営ゲーム HUG を体験。男女共同参画の視点を持った避難所運営について考えるとともに、地域で HUG を行う際に、キラ☆サポとして適切なアドバイスができるよう実習を行いました。

11月に開催したアクティブサポーター養成研修では、午前中、事前収録した大坪久美子さんの講義で「防災になぜ男女共同参画の視点が必要なのか」を再認識した後、東日本大震災で被災された、(公財)せんだい男女共同参画財団の方による「当時の状況や、男女共同参画の視点からの様々なニーズ」の紹介や、吉賀町担当者による「被災時の自助、共助の大切さと、行政の立場からサポーターに期待すること」等の報告を視聴し、キラ☆サポはやる気満々に。午後には、オンラインで大坪さんと会場をつなぎ、グループワークで各自のまちの課題にあった男女共同参画防災シート作成に取り組みました。最終的には、シートを集めて、松江会場は27ページ、浜田会場は20ページのオリジナル防災ノートが完成。ぜひとも地域で男女共同参画と防災についての啓発活動に役立てていただけるよう期待しています。



参加者の感想(抜粋)

- ◆防災を考えると、女性の視点の必要性を再確認しました。地域で活動をする際には、学習した事を皆さんに伝えていきたい。
- ◆地域防災組織に女性の参画がなければ、良い地域防災には繋がらないと感じた。

地域に向けた
男女共同参画
推進事業
(美郷会場)

「防災講座&体験ワーク&ゲーム ～男女共同参画の視点からの避難所運営～」

- とき 令和3年10月8日(金) ●主催 島根県、美郷町、(公財)しまね女性センター
- ところ 美郷町 君の谷農村塾 ●共催 君谷交流センター(美郷町)、君の谷地域連合会自治会



今年度の地域向け男女共同参画推進事業（美郷町）では、防災をテーマに35名の参加者のもと、美郷町役場と女性センターの職員から、災害時における男女共同参画の視点の重要性や、必要性について学びました。和やかにクイズやゲームに答えたり、男女ともにそれぞれの意見をグループ内で出し合いながら、災害対応や避難所運営について、自分のこととして考えました。

また当日は、防災グッズ、テントやベッドの展示体験ができたり、実際に君の谷農村塾の備蓄品を確認できる時間もあり、いざという時のために、平常時から男女とともに地域づくりに参加し、意見を出し合うことができる雰囲気や体制づくりがとても大切であることを再確認する場になりました。

参加者の感想(抜粋)

- ◆「災害対応×ゲーム」のお陰で、深く考えさせられた。
- ◆性別だけで考えるのではなく、様々な人がいるということを配慮出来る仕組みが必要なのではないかと思いました。



あすてらすからの

お知らせ

New



3月5日～19日「あすてらす国際女性ウィーク」を開催します！

世界的に男女平等を尊重する日として国連が設定した3月8日の国際女性デーにあわせ、あすてらすでは、この意義を広め、女性の権利向上や男女平等について考えるためのイベントを開催。期間中は講演会のほか映画上映会、来館者参加型企画&パネル展などもおこないます。



基調講演 「なぜ今、ジェンダー平等なのか？
～世界から見る日本のリアル～」

講師 おおさき あさこ
大崎 麻子さん (ジェンダー・スペシャリスト / NPO 法人 Gender Action Platform 理事)

- 日時 令和4年3月12日(土) 13:30～15:00
- 場所 県立男女共同参画センター「あすてらす」研修室

※講師はあすてらすに来場予定です。ただし、感染症の流行状況により変更の可能性があります。

記念映画上映

「ビリーブ～未来への大逆転」

(2018.アメリカ 120分)



- 日時 令和4年3月19日(土) 14:00～16:00
 - 場所 県立男女共同参画センター「あすてらす」ホール
- ※定員 120名、感染予防にご協力の上、ご来館ください。

(C)2018 STORYTELLER DISTRIBUTION CO., LLC.

入場無料

2月の「あすてらす上映会」



予定作品 「凍える鏡」
(2007.日本.100分)

- 日時 令和4年2月26日(土) 14:00～

※定員 90名、事前申込みが必要です。感染予防にご協力の上、ご来館ください。

入場無料

島根県からののお知らせ

「第4次島根県男女共同参画計画」の策定について

島根県では、すべての人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現をめざして、その時代の状況や課題に応じた施策を計画的に展開するための「島根県男女共同参画計画」を策定し、様々な取組を進めています。このたび、令和3年度末で第3次計画が終了することに伴い、これまでの取組の成果や現状と課題を検証し、引き続き総合的、計画的に施策を展開するための「第4次島根県男女共同参画計画」を策定します。

改定計画の決定は3月の予定です。

第4次計画の基本目標

- I あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる (女性活躍の推進)
- II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる
- III 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる



島根県立男女共同参画センター

あすてらす

〒694-0064 大田市大田町大田イ236-4 (JR大田市駅西隣)
TEL 0854-84-5500 (代) FAX 0854-84-5589
ホームページアドレス <https://www.asuterasu-shimane.or.jp>

利用のご案内 ((誰でも気軽に利用できます!))

- 開館時間 / 9:00～19:00 (貸出し施設については21:00まで)
- 休館日 / 毎週月曜日・国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)